

学校給食費について

1. 学校給食費

小学生 月額 4,100円 (1食あたり225円)

中学生 月額 4,600円 (1食あたり253円)

学校給食費の徴収は1期(4月)から11期(2月)までの徴収で3月の徴収はありません。

5期(8月)分からは、1ヶ月前(前払い)の徴収になります。

1食あたりの金額 = 月額 × 11ヶ月 ÷ 200食 (年間平均実施回数)

皆さんの給食費すべてが食材費となります。納め忘れのないようお願い致します。

2. 給食費の支払い方法

◎自動振替にて支払い (毎月15日、休日の際は翌日に口座振替)

すでに口座振替を利用されている方は手続きの必要はありません。まだの方は手続きをお願いします。

①金融機関にて手続き

- ・4月に送付された納付書に口座振替依頼書がついています。金融機関にて口座振替手続きをお願いします。

手続きの日によりは振替開始まで約1ヶ月かかる場合があります。

また、口座振替依頼届出書は町内金融機関及び役場にも備えています。

②ペイジー受付 (役場の学校教育課窓口でも口座振替手続きが可能です)

- ・振替口座の名義人がキャッシュカードを持参のうえ受け付け可能(名義人以外は不可)
免許証等で本人確認のうえ『八重瀬町ペイジー口座振替(自動払込)契約受付票』を記入し、専用端末にて入力・キャッシュカードの読み取り後に暗証番号の入力、契約確認書を交付。

その後「口座振替開始のお知らせ」を交付します(郵送の場合あり)

★暗証番号を3回間違えた場合、ロックがかかり金融機関での解除手続きが必要となります。ご注意ください。

★ペイジー受付の利用可能な金融機関

現在対応可能な金融機関 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、労働金庫

下記の金融機関は取扱開始時期が異なります。

ゆうちょ銀行(R6年4月から)、JAおきなわ(R6年7月から)

◎納付書にて支払い

- ・4月上旬に納付書を送付します。

最寄りのコンビニエンスストア、金融機関または役場会計窓口にて納付期限までにお支払いください。各スマートフォンアプリも利用可能です。

- ・納付期限が過ぎた納付書は使用できません、八重瀬町役場・具志頭出張所にて納付可能です。

3. 督促手数料

給食費が未納の場合、翌月上旬頃に督促状(ハガキ)が送られます。

★給食費以外に督促手数料が 100 円加算されますので、納期限までの納付にご協力お願いします。

納付取扱い金融機関等

琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・J Aおきなわ・労働金庫・ゆうちょ銀行
各コンビニエンスストア・各スマートフォンアプリ（納付書裏に記載）

4. 欠食について

傷病等のやむを得ない事由により休日を除いて連続して5日以上給食を受けられない場合、
「学校給食の欠食に関する減額申請書」の提出により日割で給食費を還付します。（還付は口座振込となりますので、お支払いは口座振替をお勧めします）

- ★「学校給食の欠食に関する減額申請書」は復食後、学級担任へ5日以内に提出願います。
予算等の都合もあり、遑々の提出には対応できません。
- ★「やむを得ない事由」とは傷病や事前に申請された食物アレルギーの対応、又は事前に申請された旅行等への対応となります。

5. 食物アレルギーの対応について

- ・重度のアレルギーによる欠食に関する診断書「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」等を学校へ提出。
- ・重度のアレルギーにより欠食が必要な場合「食物アレルギーによる学校給食の欠食に関する申請書」を提出。
- ・食物アレルギーにより牛乳の代替飲料が必要な場合「食物アレルギーによる牛乳の代替飲料に関する申請書」を提出。
- ・アレルギーまたはその他の理由でひと月の喫食日数があらかじめ確認できる場合日割額となります。

- ★各申請書とも4月～5月を申請期間とします（申請は毎年度必要です）。
- ★申請理由(症状)は具体的に記入願います、内容精査のうえ対象外となる場合があります。
- ★アレルギー等により給食費の減額等を要する場合、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)等の写しが必要になります。

学校給食費に関するお問い合わせ
八重瀬町教育委員会 学校教育課

TEL : 098-998-7571